



家庭的保育事業

子ども・子育て支援新制度における
事業者向け説明会
(平成29年度変更点等)

[資料Ⅱ]

平成29年3月24日(金)

こども青少年局保育・教育運営課

目次

【資料Ⅱ】

3 公定価格について..... 1

4 向上支援費について..... 26

注 本資料内の単価等は、すべて案であり、市会での予算議決等を経て確定します。
あらかじめご了承ください。

資格証・免許状の提出について

雇用状況表に記載の有資格者については、給付担当へ資格証・免許状を提出していただく必要があります。また、資格証・免許状の登録年月日や授与年月日以前の期間は原則、有資格者として雇用状況表に記載することはできませんのでご注意ください。

1 提出日

平成 29 年 4 月 10 日（平成 29 年度 4 月 1 日に在籍する職員について）

※年度途中で新しく雇用、又は配属する職員については、その職員が記載された最初の「雇用状況表」の提出までに送付をお願いいたします。

※平成 28 年度以前に在籍しており、既に資格証・免許状が提出済みの職員については、提出は不要です。

2 提出が必要な資格証・免許状

職種別に必要書類の提出をお願いします。 ※<別表-職種別必要書類>を参照

3 幼稚園教諭免許状について

幼稚園教諭免許状は、保育士証と異なり、有効期間又は修了確認期間が定められています。幼稚園教職員として配置基準に含めるためには必要に応じて更新手続きを行い、有効な免許を所持している必要があります。

※平成 21 年 4 月 1 日より教員免許更新制が導入されており、平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された免許状（新免許状）には有効期限が定められています。平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状（旧免許状）には生年月日別に修了確認期間が定められており、更新には更新講習の受講等の手続きが必要になります。

<参考> 新旧免許状と有効期間・修了確認期限について

所持免許状	有効期間・修了確認期限
新免許状のみ H21.4.1以降授与	有効期間が免許状に記載 ※有効期間は授与資格を得てから10年間になります。 ※平成29年度に有効期限を迎える方はいません。（最も早い方で平成31年度）
旧免許状あり (新免許状所持の場合 も含む) H21.3.31以前に授与	生年月日別に修了確認期限が設定されており、現職の教員については <u>一定の期間内に更新講習を受講し、更新手続きを行う必要があります</u> 。 ※更新講習を受講し、更新手続きが完了した方については、幼稚園免許状と併せて更新講習修了確認証明書の提出をお願いします。

原則は上記の取扱ですが、一定の条件下で上記取扱いとは異なるケースもございます。詳しい内容は以下をご参照ください。

【参考】

『文部科学省 教員の免許に関するページ』 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm

『神奈川県 教員免許に関するページ』 <http://www.pref.kanagawa.jp/life/3/10/61/>

4 子育て支援員研修について

家庭的保育事業に勤務する「家庭的保育者及び家庭的保育補助者」については、子育て支援員研修(平成27年度以前は家庭的保育基礎研修)受講修了が必要となりますので、受講修了証の提出をお願いします。

※受講修了後より配置基準に含まれる職員として勤務が可能です。

<別表-職種別必要書類>

職種	必要書類	備考
保育士	保育士証 ※国家戦略特別区域限定保育士証を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・登録年月日より保育士として勤務可能 ・<u>保母資格証明書、保育士資格証明書、試験合格通知書、指定保育士養成施設卒業見込証明書、保育士登録済通知書は保育士証等の代わりとはなりません。</u> ・<u>新卒や保育士試験合格者について、雇用状況表に記載の時点で保育士証が申請中の方は、「保育士登録済通知書」や「合格通知書」等をご提出いただき、保育士証が到着次第、保育士証の提出をお願いします。</u>
看護師 (准看護師)	看護師免許証明 (准看護師免許証)	・登録年月日より看護師(准看護師)勤務可能
栄養士	栄養士免許証 (管理栄養士免許証)	・免許証記載年月日より栄養士(管理栄養士)として勤務可能
保健師	保健師免許証	・免許証記載年月日より保健師として勤務可能
幼稚園教諭	幼稚園教諭1種(2種) 免許状 ※修了確認期限が過ぎている場合は更新講習修了確認証明書も提出	・ <u>幼稚園教諭免許状については、「3 免許状について」をご確認ください。</u>

<雇用状況表記載の注意点>

有資格者としての雇用状況表への記載は、該当月1日以前の登録年月日・授与年月日となっている資格証・免許状を有する職員が対象となります。

【例】保育士(登録年月日:平成29年4月10日)

<保育士として雇用状況表へ記載>※雇用状況表は該当月1日の状態を記載

平成28年4月分 ⇒×

平成28年5月分以降 ⇒○

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状及び基礎・認定研修等受講終了証は含みません。
 ※★がついている挙証資料につきましては、平成28年度に提出し、内容に変更がない場合でも、平成29年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

加算種別	加算項目	対象施設				挙証資料	提出時期
		小規模・事業所内A型	小規模B型	小規模C型	家庭的		
公定価格	管理者設置加算	○	○	○		履歴書 研修等受講修了証(児童福祉業務等従事経験が2年未満の場合のみ)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	保育士比率向上加算		○			-	-
公定価格	資格保有者加算			○	○	-	-
公定価格	家庭的保育補助者加算				○	家庭的保育補助者(補助員)雇用実績報告書	請求月分の請求書提出時に添付
公定価格	家庭的保育支援加算				○	履歴書 支援の内容等が確認できるもの(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	障害児保育加算	○	○	○	○	障害児保育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	休日保育加算	○	○			休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
						休日保育利用児童実績報告書(写)	請求月分の請求書提出時に添付
公定価格	減価償却費加算	○	○	○	○	建物を整備又は取得する際の契約書類(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	賃借料加算	○	○	○	○	賃貸借契約書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	連携施設を設定しない場合(減算項目)	●	●	●	●	-	-
公定価格	食事の提供について自園調理又は連携施設等から搬入以外の方法による場合(減算項目)	●	●	●	●	-	-
公定価格	常態的に土曜日に閉所する場合(減算項目)	●	●	●	●	共同保育実施届(写) ※土曜日による共同保育を行うため、減算とならない施設のみ	-
公定価格	冷暖房費加算	○	○	○	○	-	-
公定価格	施設機能強化推進費加算	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算申請書 申請製品がわかるカタログ、パンフレット等(写)	平成29年12月末日まで
						施設機能強化推進費加算報告書 取組みに要した経費がわかる領収書(写)等	平成30年3月15日まで
公定価格	栄養管理加算	○	○	○	○	栄養管理加算申請書	平成29年12月末日まで
						栄養管理加算報告書	平成30年3月15日まで
公定価格	第三者評価受審加算	○	○	○	○	第三者評価受審加算申請書	平成29年12月末日まで
						第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写)	平成30年3月15日まで
向上支援費	システム化経費助成	○	○	○	○	-	-
向上支援費	食育推進助成①	○	○	○	○	-	-
向上支援費	食育推進助成②	○	○	○	○	-	-
向上支援費	食育推進助成(休日)	○	○			休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	アレルギー児童対応費	○	○	○	○	★アレルギー児童数報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状及び基礎・認定研修等受講終了証は含みません。

※★がついている挙証資料につきましては、平成28年度に提出し、内容に変更がない場合でも、平成29年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

加算種別	加算項目	対象施設				挙証資料	提出時期
		小規模・事業所内A型	小規模B型	小規模C型	家庭的		
向上支援費	産休代替職員雇用費	○	○	○		・産休等代替職員雇用費実績報告書 ・産休等職員の賃金の全額を支給することがわかる就業規則又は労働契約書(写) ・産休等職員の雇用契約書(写) ・産休等職員の妊娠証明書又は医師の診断書(写) ・出産日を証する書類(写) ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	障害児等受入加算	○	○	○	○	障害児保育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	障害児等受入加算(休日)	○	○			障害児保育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写) 休日保育利用児童報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	被虐待児童対応費	○	○	○		被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	看護職雇用加算	○	○			-	-
向上支援費	保育士等雇用対策費	○	○	○	○	-	-
向上支援費	補助員雇用費				○	家庭的保育補助者(補助員)雇用実績報告書(第6号様式) ※家庭的保育事業のみ	-
向上支援費	家庭的保育者1名分加配加算				○	-	-
向上支援費	安全な保育を実施するための職員雇用費	○	○			-	-
向上支援費	家賃助成	○	○	○	○	賃貸借契約書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	第三者評価受審費助成	○	○	○	○	第三者評価受審加算申請書	平成29年12月末日まで
						第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写)	平成30年3月15日まで
向上支援費	事業費助成	○	○	○	○	-	-
延長保育事業費	延長保育実施加算(平日)	○	○	○	○	-	-
延長保育事業費	延長保育実施加算(土曜)	○	○	○	○	-	-
延長保育事業費	延長保育従事職員雇用費	○	○	○	○	-	-
延長保育事業費	調理人雇用費	○	○	○	○	-	-
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算	○	○	○	○	-	-
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費	○	○	○	○	AB階層減免費内訳報告書	請求月分の請求書提出時に添付
延長保育事業費	延長保育実施加算(休日)	○	○			休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日
延長保育事業費	調理人雇用費(休日)	○	○			休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算(休日)	○	○			休日保育実施兼加算適用届出書(写) 休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費(休日)	○	○			AB階層減免費内訳報告書 休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日
その他	補足給付	○	○	○	○	補足給付確認書 補足給付対象物品を購入した際の業者からの領収書等(写)	請求月分の請求書提出時に添付

公定価格について

本資料内の単価等は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定しますので、あらかじめご了承ください。

公定価格には基本分単価のほか、各事業所からの申請に基づき市が認定する加算がありますので、各項目について確認し、申請に必要な様式の作成と要件確認のための挙証資料の準備・作成等をお願いします。

<平成 29 年度の変更点について>

(1) 人事院勧告を受けての単価改定

平成 28 年度の人事院勧告による国家公務員給与の改定を受けて、人件費に係る助成単価（基本分単価、処遇改善等加算Ⅰなど）が増額しました。単価変更の趣旨をご理解いただき、職員給与への反映をお願いします。

(2) 全ての保育士等を対象とした 2%の処遇改善について

2%の処遇改善については、現行の処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算率の積み増し（3%→5%、4%→6%）により実施します。

キャリアアップの仕組み（賃金体系、資質向上のための研修計画等）を構築していない場合、5%又は6%からキャリアパス要件分として2%減額されます。

5%又は6%の処遇改善については、月給への反映を努力義務とします。

(3) 技能・経験に応じた保育士等の処遇改善について（処遇改善等加算Ⅱ）

副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用が公定価格の加算として創設されました。

(4) 様式の変更について ※変更となる様式は3月27日頃にHPに掲載予定です。

【変更となる様式】

①公定価格加算・調整項目届出書（第4号様式）

公定価格加算・調整項目届出書を加算項目ごとに加算要件をチェックしていただいたうえで、実施状況等の「有」「無」などをチェックしていただく様式に変更しました。

また、各加算に必要な挙証資料は、別添挙証資料一覧でご確認の上、届出書とともに提出してください。

29年度請求分からは、加算・調整項目等の欄のチェック漏れがないようご注意ください。（※向上支援費加算状況等届出書、延長保育事業費加算状況等届出書も同様）

公定価格加算・調整項目届出書

横浜市長

新様式イメージ

平成29年 4月 5日

0000

平成29年度
4月分

施設所在地 ○○区○○-●●
施設名 ○○保育園
代表者職・氏名 園長 □□ ◆◆ ㊞

公定価格の加算・調整項目の実施状況について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

【加算要件】当該施設において、次の事業を実施し、要件に該当します。(該当項目の口にチェックを入れてください)

- ① 保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又は 保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いる
- ② 一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育及びリフレッシュ保育利用者数が、1人以上(見込み)いる
- ③ 病児又は病後児保育事業を実施している
- ④ 月の初日に0歳児が3人以上利用している
- ⑤ 障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している

※加算要件①、②、④、⑤については、当該要件を満たした月以降は、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。

該当項目に
チェックを入
れてくださ
い

加算要件を
すべて満た
す場合は
「有」、
満たさない
場合は、
「無」にチェッ
クを入れてく
ださい

加算要件
の該当項
目の口に
チェックを
入れてくだ
さい

加算・調整項目等	※加算要件の該当項目の口にチェックを入れてください ※各加算に必要な挙証資料は、挙証資料一覧でご確認ください	実施状況等	前月からの変更有無※
1 所長設置加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。	<input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時(1日6時間以上かつ月20日以上)実際にその施設の運営管理業務に専従し、有給である。(2以上の施設若しくは他の事業と兼務不可)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2 3歳児配置改善加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。	<input checked="" type="checkbox"/> 保育士配置基準を3歳児15人につき1人で実施している。	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3 休日保育加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。	<input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出している。 <input type="checkbox"/> 横浜市休日保育実施要領の保育士配置基準を満たしている。 <input type="checkbox"/> 休日等も適宜、間食や給食等の提供を行っている。 <input type="checkbox"/> 対象となる子どもが、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである。	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

<必要書類の提出について>

必要書類の提出期限は以下の通りとなります。

①公定価格加算・調整項目届出書（第4号様式の4）

⇒毎月15日までに提出

②雇用状況表（第2号様式の4）及び家庭的保育補助者（補助員）雇用実績報告書（第6号様式）

⇒当月分の請求書に添付して提出をお願いします。

③ ①②以外に必要な書類

⇒初めて加算適用を受けようとする月の15日までに提出（以降は変更があった場合に都度提出をお願いします）

※必要な書類（加算の有無に関係なく毎月必要な①②を除く）は「挙証資料一覧」でもご確認いただけます。

※平成29年4月分は、①③の書類について、4月10日までにご提出ください。

※様式の作成については、市HPの「各種様式」のページでご確認ください。

<参考URL>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/seikyuyoushiki.html>

I 地域区分等

1 地域区分

事業所の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定されています。

横浜市は、16/100地域 が適用されます。

2 認定区分

利用子どもの認定区分に応じて区分を適用します。（家庭的保育事業は3号のみ）

3 保育必要量区分

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用します。

（保育標準時間認定（11時間）、保育短時間認定（8時間））

II 基本部分

4 基本分単価

（1）額の算定

地域区分、認定区分、保育必要量区分（以下「地域区分等」）に応じた子ども1人当たりの月額単価で単価表に定められた額です。

基本分単価には次の内容が含まれます。また、職員の管理費や子どものための保育費用も基本分単価に含まれます。

基本分単価において、充足すべき職員数を満たしたうえで、それぞれの加算等において求める職員数を充足することが必要です。

<基本分単価に含まれる項目>

区分	内容
事務費	<p>人件費 (注)</p> <p>(1) 家庭的保育者 ① 本俸 ② 諸手当 (扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③ 社会保険料事業主負担金等 (健康保険、厚生年金、労働保険等)</p> <p>(2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費 (事務職員、調理員)</p>
管理費	<p><職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費</p>
事業費	<p><生活諸費> 一般生活費 (給食材料費*、保育材料費等) * 主食費、副食費</p>

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

(ア) 保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の数とします。

i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者

子ども3人につき家庭的保育者1人(家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人)

※ 家庭的保育補助者は、保育士資格の有無に関わらず、「家庭的保育基礎研修」又は「子育て支援員研修」の受講修了者であること。

ii その他

上記iの家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定(注)

(注) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(イ) その他

i 非常勤調理員等(注1)

(注1) 自園調理を実施しない場合、配置は不要とする。

ii 非常勤事務職員(注2)

(注2) 家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要とする。

iii 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下、「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第 6 条に定める連携施設に係る経費を算定しているため、連携施設を設定していない事業所については、Ⅳの 12 による調整が行われます。

Ⅲ 基本加算部分

5 処遇改善等加算 I

職員の勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算します。詳細は別途説明資料をご参照ください。

【処遇改善等加算 I の単価が設定されている加算項目】

- ◇資格保有者加算
- ◇家庭的保育補助者加算
- ◇障害児保育加算

6 資格保有者加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の4)	
雇用状況表 (第2号様式の4)	当該月の請求書に添付して提出
家庭的保育者の有する保育士証、看護師 免許証又は准看護師免許証 (写)	

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

(処遇改善等加算Ⅰの適用あり)

7 家庭的保育補助者加算

家庭的保育補助者を配置する場合に利用子ども数に応じて加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

家庭的保育補助者を配置している。

(注) 非常勤の調理員（食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合の調整の適用を受ける事業所を除く。）とは別途、家庭的保育補助者の配置が必要。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の4)	
雇用状況表 (第2号様式の4)	当該月の請求書に添付して提出
家庭的保育補助者(補助員) 雇用実績報告書	当該月の請求書に添付して提出

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

(処遇改善等加算Ⅰの適用あり)

8 家庭的保育支援加算

家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に、代替要員等に必要な経費を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

□家庭的保育支援者（注1）又は連携施設（注2）から代替保育等の以下の支援又は業務を行っている。

【支援又は業務】 ※全て行っていること

- ① 事業所の求めに応じ、緊急時の相談・連絡を受ける体制を整備している。
- ② 保育標準時間認定を受けた子ども等への保育や延長保育、家庭的保育者が病気、研修参加又は休暇等を取得する場合等に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行っている。その場合は必要に応じて家庭的保育支援者又は担当者が連携施設まで送迎を行っている。
- ③ 家庭的保育事業の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行っている。
- ④ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携施設に招いたり、乳幼児の健康診断を連携施設の利用子どもとともに行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携施設や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めている。
- ⑤ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者又は担当者は少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させている。また、その状況等について市町村との情報共有を図っている。

(注1) 家庭的保育支援者は、以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行う者とする。

なお、家庭的保育支援者は、専任の者を、原則として連携施設に配置すること。

また、家庭的保育支援者の配置は、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること

- ① 保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者であること。
- ② 心身ともに健全であること。
- ③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
- ④ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題が無いと認められること。
- ⑤ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことが無いこと。

(注2) 連携施設は以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行うものとする。

- ① 家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設であること。
- ② 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している専任の保育士等（以下「担当者」という。）を配置すること。
担当者は家庭的保育支援者に求められる要件を満たした者であること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の4)	
担当者の氏名及び経歴が分かる 履歴書	
支援の内容等が確認できるもの (例) 連携施設との覚書等	

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

9 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算（配置基準2：1）します。

（1）加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

□障害児（注）を受け入れており、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準が障害児2人につき1人となっている。

※配置基準の計算に当たっては、配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。

（注）市が認める障害児（特別支援児を含む）とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

＜算式＞

$$\{ \text{利用子ども数（障害児を除く）} \times 1/5 \text{（小数点第1位まで計算）} \} \\ + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{（〃）} \} = \text{必要補助者数（小数点第1位を切り上げ）}$$

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 （第4号様式の4）	
雇用状況表（第2号様式の4）	当月分の請求書に添付して提出
障害児保育教育対象児童等加配区分認定 （変更）通知書（写）	

※算定に当たっての必要従事者数（雇用状況表（c）欄）

- ・入所児童数が2人以下の場合は、障害児が何人であっても（c）が2人であれば加算の適用になります。
- ・入所児童数が3人で、障害児が1人の場合も（c）が2人であれば加算の適用になります。
- ・入所児童数が3人で、障害児が2人以上の場合は、（c）が3人であれば加算の適用になります。
- ・入所児童数が4人の場合は、障害児数が何人であっても（c）が3人であれば加算の適用になります。
- ・入所児童数が5人で、障害児数が3人以下の場合は、（c）が3人であれば加算の適用になります。障害児数が4人以上の場合は、（c）が4人であれば加算の適用になります。

（3）加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で対象となる子どもに算定されます。（処遇改善等加算Ⅰの適用あり）

10 減価償却費加算

整備費補助金を受けない事業所のうち、自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域に応じて減価償却費の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす事業所に加算します。

- 家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有である。(注1)
- 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。
- 建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていない。
(注2)
- 賃借料加算の対象となっていない。

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。

(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、「建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていない」に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1施設当たりの改修に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である

上記①～③要件全てに該当する場合は、こども青少年局保育・教育運営課給付担当に事前にご相談ください。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の4)	
建物を整備又は取得する際の契約書類(写)	

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。
横浜市はB地域・都市部に該当します。

11 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす事業所に加算します。

- 家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること（注）
- 賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- 「家庭的保育改修等事業（賃貸料補助）」等の国庫補助（ただし、「認可保育所等設置支援事業の実施について」に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと
- 減価償却費加算の対象となっていないこと
（注）施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 （第4号様式の4）	
賃貸契約書（写）	賃貸契約に変更があった場合は、変更後の賃貸契約書（写）

(3) 加算の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。
横浜市は a 地域・都市部 に該当します。

IV 加減調整部分

12 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整します。

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

以下の要件に該当する事業所について調整を適用します。

連携施設を設定していない。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととします。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の4)	

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とします。

13 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整します。

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

以下の要件に該当する事業所について調整を適用します。

事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法により食事の提供を行っている。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の4)	

(3) 調整額の算定

金額は、適用される基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ及び家庭的保育支援加算の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

14 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合、土曜実施に係る費用を定額で調整します。

※ 土曜実施に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定額で調整

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

以下の要件に該当する事業所について、調整を適用します。

□施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所(開所時間が11時間未満を含む)している。

※自施設は土曜日に閉所し、他施設・事業所で土曜日共同保育を実施している場合は、調整の適用対象外となります。

※公定価格上、2・3号認定子どもを受け入れる施設については、土曜日も含め、基本的に11時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、開所時間が11時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となります。ただし、地域のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間(例えば午前中のみ)のみ開所する場合や、利用希望の時間帯がない特定の土曜日において必要とされる時間だけ開所する場合は、これらを常態的に行う場合であっても減算の対象となりません。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の4)	

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とします。

V 特定加算部分

15 処遇改善等加算Ⅱ【新規】

副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用が公定価格の加算として創設されました。

詳細は別途説明資料をご参照ください。

16 冷暖房費加算

冷暖房費について、所在する地域に応じて全ての事業所に加算します。

加算額は、地域の区分に応じた額で、横浜市は110円（その他地域）です。

VI 3月のみの加算項目

17 施設機能強化推進費加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を2つ以上実施している事業所に加算します。

□施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注1・注2・注3）を行っている。

【対象事業等】①～⑤で2つ以上実施していること

- ① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの11月の各週毎の最多利用児童数の平均（小数点以下第一位を四捨五入）が1人以上又は保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、11月の各週毎の最多利用児童数の平均（小数点以下第一位四捨五入）が1人以上いる
- ② 一時保育において当該年度の4月又は5月（又は事業開始月）の緊急保育またはリフレッシュ保育利用者数が1人以上または、市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や、非在園時の預かり保育などを実施し、当該年度の4月又は5月（又は事業開始月）の利用者数が1人以上いる
- ③ 病児・病後児保育事業を実施している
- ④ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用している
- ⑤ 当該年度の4月から11月までの間に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している

※①②については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要となる経費

取組に必要となる経費の総額が、15万円以上見込まれること。15万円未満は対象外。経費の支払いは、当年度内に限る。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

【参考】

	保育・教育で使用する	防災で使用する
機能を強化する	・テレビ・DVDレコーダー ・トランシーバー・拡声器等 ×	・防災教材・防災ヘルメット ・LEDヘッドライト等 ○
備えておくべきもの	・ベビーカー ・おんぶ紐 ・スコップ ・防災カーテン等 ×	・非常食（備蓄） ・消火器 ・救急箱 ・懐中電灯等 ×

※平成29年度の対象物品詳細については、年度途中に本市よりご連絡させていただきますので、**内容をご確認の上、対象物品一覧より申請・購入をお願いいたします。**

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 平成 29 年 12 月末期限】

必要書類	備考
施設機能強化推進費加算 (申請・報告)書(第8号様式の2)	
申請製品がわかるカタログ、パンフレット等	⇒製品名、金額及び製品のスペックが確認できるもの

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。
加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 平成 30 年 3 月 15 日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の4)	
施設機能強化推進費加算 (申請・報告)書(第8号様式の2)	
取組みに要した経費がわかる領収書 (写)等	⇒製品名、金額が確認できるもの

(注) 申請書提出後、加算が「可」となった施設について、以下に該当する場合は当該加算の対象外となります。

- ・報告時に合計金額が15万円未満となっている場合
- ・申請時と異なる物品を購入された場合
- ・支払日(領収書の日付)が平成29年4月1日以降になっている場合

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

$$\text{単価} = 150,000 \text{円 (限度額)} \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$$

18 栄養管理加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている事業所に加算します。

- 食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用（注1）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動（注2）を月1回以上あるいは年12回以上行っている。

（注1）栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。（原則、1年を通して雇用している必要があります。）

（注2）食育等に関する活動とは、児童や保護者を対象とした食育に関する講座や食育活動等とする。なお、少なくとも年2回は、保護者向けの食育活動を行うものとする。（年度途中で新たに開設した事業所については、事業所の開設以降、年間を通じて活用（期間が6か月以上となること。）している場合に対象とする。）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 平成29年12月末期限】

必要書類	備考
栄養管理加算（申請・報告）書 （第10号様式）	申請時は4～11月までの実際の実施内容と12月～3月までの実施計画を記入

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。
加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 平成30年3月15日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 （第4号様式の4）	
栄養管理加算（申請・報告）書 （第10号様式）	報告時は4～3月までの実際の実施内容を記入 ※3月分については、提出時に未実施であれば実施計画を記入

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額に3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）を児童1人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

$$\text{単価} \quad 120,000 \text{円} \div \text{3月初日の利用子ども数}$$

19 第三者評価受審加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている事業所に加算します。

- 「横浜市福祉サービス第三者評価」に沿って当該年度に横浜市の指定評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。

※受審をした当該年度内に受審費用の支払いが済んでいるものに限りです。

※加算の5年に1回の起算点については、平成27年度を起算点とします。（新規開設園は開設した年度を起算点とします。）

ただし、第三者評価の受審の5年に1回の起算点については、平成25年度を起算点とします。（新規開設園は開設した年度を起算点とします。）

※公定価格で加算する額とは別に、横浜市保育・教育向上支援費において、第三者評価を受審査した場合の助成を支払います。

<参照>横浜市の指定評価機関一覧

http://cgi.city.yokohama.lg.jp/kenkou/fukushi/hyouka/kikan_list.php

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き① 平成29年12月末期限】

必要書類	備考
第三者評価受審加算（申請・報告）書 （第8号様式）	申請時は、「2 受審費用について」は未記入です。

【手続き② 平成30年3月15日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 （第4号様式の4）	
第三者評価受審加算（申請・報告）書 （第8号様式）	
受審費用の支払いに係る領収書（写）	当該年度内に支払われたものに限りです

（注）評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象となります。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

$$\text{単価} = 150,000 \text{円} \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$$

家庭的保育事業 (保育認定)

家庭的保育事業 (保育認定)

① 地域区分	② 保育必要区分	③ 基本単価	④ 高次改善等加算I	⑤ 資格取得等加算I	⑥ 家庭的保育補助加算	⑦ 児童改善等加算I	⑧ 障害児児童発達支援の単位加算	⑨ 児童改善等加算I
20/100 地域	保育標準時間認定	171,180	1,620 × 加算率 +	5,550 + 50 × 加算率 +	28,250 +	280 × 加算率 +	35,320 + 350 × 加算率	51,740
	保育短時間認定				24,040	240 × 加算率		46,190
15/100 地域	保育標準時間認定	167,660	1,590 × 加算率 +	5,360 + 50 × 加算率 +	28,250 +	280 × 加算率 +	35,320 + 350 × 加算率	50,380
	保育短時間認定				24,040	240 × 加算率		44,530
15/100 地域	保育標準時間認定	167,150	1,580 × 加算率 +	5,320 + 50 × 加算率 +	28,250 +	280 × 加算率 +	35,320 + 350 × 加算率	50,040
	保育短時間認定				24,040	240 × 加算率		44,400
12/100 地域	保育標準時間認定	164,740	1,560 × 加算率 +	5,190 + 50 × 加算率 +	28,250 +	260 × 加算率 +	35,320 + 350 × 加算率	48,010
	保育短時間認定				24,040	240 × 加算率		43,460
10/100 地域	保育標準時間認定	163,140	1,540 × 加算率 +	5,090 + 50 × 加算率 +	28,250 +	260 × 加算率 +	35,320 + 350 × 加算率	48,330
	保育短時間認定				24,040	240 × 加算率		42,780
6/100 地域	保育標準時間認定	158,920	1,510 × 加算率 +	4,900 + 40 × 加算率 +	28,250 +	280 × 加算率 +	35,320 + 350 × 加算率	46,970
	保育短時間認定				24,040	240 × 加算率		41,420
3/100 地域	保育標準時間認定	157,510	1,480 × 加算率 +	4,760 + 40 × 加算率 +	28,250 +	280 × 加算率 +	35,320 + 350 × 加算率	45,950
	保育短時間認定				24,040	240 × 加算率		40,400
50の地 地域	保育標準時間認定	155,090	1,460 × 加算率 +	4,620 + 40 × 加算率 +	28,250 +	280 × 加算率 +	35,320 + 350 × 加算率	44,820
	保育短時間認定				24,040	240 × 加算率		38,300

加算部分2

加算改善等加算Ⅱ	A: 処遇改善加算Ⅱ-①				※1 各月初日の利用子ども数の単面に加算 ※2 AをしくはBのいずれかとする
	⑤	⑥	⑦	⑧	
冷感対策加算	1 級地	1,650	4 級地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単面に加算 1 級地から4 級地: 国定公園指定地域に該当する学校(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に属する地域 2 号に属する地域 その他 級地: 1 級地から4 級地以外の地域
	⑥ 2 級地	1,480	その他地域	110	
	3 級地	1,460			
除雪加算	⑩	5,860			※3月初日の利用子ども数の単面に加算
障がい児対策加算	⑪	145,470÷3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子ども数の単面に加算
施設機能強化推進加算	⑫	150,000(施設額)÷3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子ども数の単面に加算
栄養管理加算	⑬	120,000÷3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子ども数の単面に加算
第三者評価受審加算	⑭	150,000÷3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子ども数の単面に加算

地域区分	①	②	③	減価償却加算				賃借料加算				④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				保育標準時間認定	保育標準時間認定	保育標準時間認定	保育標準時間認定	加算額	加算額	加算額	加算額							
20/100 地域	3号	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	48,200	6,170	(⑧+⑨+⑩) × 18/100	5,030	※1 各月初日の利用子ども数の単面に加算 ※2 AをしくはBのいずれかとする							
		B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100	6,170	(⑧+⑨+⑩) × 19/100	4,100								
		C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		6,170	(⑧+⑨+⑩) × 19/100		5,030						
		D地域	6,900	7,600	D地域	18,100	21,200			(⑧+⑨+⑩) × 19/100		4,100						
16/100 地域	3号	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	48,200	6,170	(⑧+⑨+⑩) × 19/100	5,030	※3月初日の利用子ども数の単面に加算							
		B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100		(⑧+⑨+⑩) × 19/100	4,100								
		C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(⑧+⑨+⑩) × 19/100	5,030								
		D地域	6,900	7,600	D地域	18,100	21,200		(⑧+⑨+⑩) × 19/100	4,100								
15/100 地域	3号	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	48,200	6,170	(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030	※3月初日の利用子ども数の単面に加算							
		B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
		C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030								
		D地域	6,900	7,600	D地域	18,100	21,200		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
12/100 地域	3号	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	48,200	6,170	(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030	※3月初日の利用子ども数の単面に加算							
		B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
		C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030								
		D地域	6,900	7,600	D地域	18,100	21,200		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
10/100 地域	3号	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	48,200	6,170	(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030	※3月初日の利用子ども数の単面に加算							
		B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
		C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030								
		D地域	6,900	7,600	D地域	18,100	21,200		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
6/100 地域	3号	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	48,200	6,170	(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030	※3月初日の利用子ども数の単面に加算							
		B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
		C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030								
		D地域	6,900	7,600	D地域	18,100	21,200		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
3/100 地域	3号	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	48,200	6,170	(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030	※3月初日の利用子ども数の単面に加算							
		B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
		C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030								
		D地域	6,900	7,600	D地域	18,100	21,200		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
その他 地域	3号	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	48,200	6,170	(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030	※3月初日の利用子ども数の単面に加算							
		B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								
		C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	5,030								
		D地域	6,900	7,600	D地域	18,100	21,200		(⑧+⑨+⑩) × 20/100	4,100								

向上支援費の平成 29 年度の変更点

本資料内の単価等は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定しますので、あらかじめご了承ください。

(1) 様式の変更について ※変更となる様式は3月27日頃にHPに掲載予定です。

【変更となる様式】

①向上支援費加算状況等届出書（第1号様式）

向上支援費加算状況等届出書を加算項目ごとに加算要件をチェックしていただいたうえで、実施状況等の「有」「無」などをチェックしていただく様式に変更しました。

また、各加算に必要な挙証資料は、別添挙証資料一覧でご確認の上、届出書とともに提出してください。

29年度請求分からは、加算項目等の欄のチェック漏れがないようにご注意ください。

②雇用状況表（第2号様式）

届出書の変更に合わせて、雇用状況表の内容も変更しました。

注意書き等もご確認の上、29年度請求分からは新様式をご使用ください。

③家庭的保育補助者（補助員）雇用実績報告書（第6号様式）

研修名の変更や研修時間記載枠を増やすなどの変更をしましたので、29年度請求分からは新様式をご使用ください。

④アレルギー児童数報告書

アレルギーが解除になった児童についても把握できるようにするため、区分欄を設け、継続・新規・解除を選択できるように変更をしましたので、29年度請求分からは新様式をご使用ください。

(2) 助成内容の変更について

①職員処遇改善費（本市独自助成部分）の廃止

国の公定価格における処遇改善等加算の制度拡充に伴い、国制度に転換します。

②家賃助成の29年度末廃止

公定価格の賃借料加算の増額を鑑み、向上支援費の家賃助成については、平成29年度末をもって廃止します。

向上支援費について

本資料内の単価等は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定しますので、あらかじめご了承ください。

向上支援費は、保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成するものです。

<必要書類の提出について>

必要書類の提出期限は以下の通りとなります。

①向上支援費加算状況等届出書（第1号様式の4）

⇒毎月15日までに提出してください。

②雇用状況表（第2号様式の4）及び家庭的保育補助者（補助員）雇用実績報告書（第6号様式）

⇒当月分の請求書に添付して提出をお願いします。

③ ①②以外に必要な書類

⇒初めて加算適用を受けようとする月の15日までに提出（以降は変更があった場合に都度提出をお願いします）

※必要な書類（加算の有無に関係なく毎月必要な①②を除く）は「挙証資料一覧」でもご確認いただけます。

※平成29年4月分は、①③の書類について、4月10日までにご提出ください。

※様式の作成については、市HPの「各種様式」のページでご確認ください。

<参考URL>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/seikyuyoushiki.html>

助成項目（単価は基本的に月額です）

1 システム化経費助成

請求明細作成ソフトを用いて請求を行うための経費を助成します。

（1）加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

請求明細作成ソフト等を用いて請求明細を作成し、請求を行っていること。

※市の規定する書式の請求明細のデータを、電子データでインターネットを経由して送付していただければ、市販のソフトを利用した場合も対象となります。

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の4)	

（3）単価

1園あたり 30,000円

2 食育推進助成

創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う施設に対して助成します。

(1) 加算の要件

以下の各要件を満たす事業所に加算します。(加算要件は①と②で異なります)

① 自園調理している場合の助成

□自園調理していること

※開所日全てにおいて、自園調理している必要があります。

※自園で調理員を雇用する以外に、調理業務委託により、事業者内で調理している場合も助成対象(外部搬入は不可)とします。

② 栄養士を雇用している場合の格付け加算

□1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の栄養士を雇用していること

※常勤換算はなく、1人で月の所定労働時間が120時間以上の栄養士が対象です。

※派遣による雇用も助成対象です。

※①の加算を調理業務委託で受けている場合は、委託している人が栄養士だとしても、②の栄養士を雇用している場合の格付け加算は対象外となります。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。※①、②共通

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の4)	
雇用状況表 (第2号様式の4)	当月分の請求書に添付して提出

(3) 単価

① 1園あたり 91,500円

② 1園あたり 35,200円

3 アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費です。利用定員に対するアレルギーの「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて、加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす事業所に加算します。

- アレルギー対応マニュアルを作成し(※1)、マニュアルに沿って対応していること
- アレルギー児童の生活管理指導表(※2)が提出されていること
- 利用定員に対する対象児童(月初日時点)の割合が1%(小数点以下切り捨て)以上であること

※1 本市作成の『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』でも可です。

※2 生活管理指導表は、『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』に規定された様式で、全施設・事業共通です。

※ 生活管理指導表の提出日の属する月の翌月(ただし、提出日が月初日の場合、当月)から対象児童とします。

(例) 提出日が4月1日の場合は4月から対象、4月2日の場合は5月から対象

※ アレルギー対応が解除となった児童についても、区役所へ報告を行ってください。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

①施設が所在する区福祉保健センターこども家庭支援課へ提出する書類

必要書類	備考
アレルギー児童数報告書(原本) (第2号様式)	当月15日までに提出 (平成29年4月分については平成29年3月末までに提出)
アレルギー疾患生活管理指導表(写)	

②こども青少年局 保育・教育運営課 給付担当へ提出する書類

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の4)	区福祉保健センターへ提出したものの写し
アレルギー児童数報告書(写) (第2号様式の4)	

(3) 単価

1園あたり 24,400円

4 障害児等受入加算

「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、障害児や特別支援児童の保育に必要な家庭的保育補助者を加配するための経費です。

※ 事業所からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能となります。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

□障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童が在籍している。

※『障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）通知書（写）』の加配区分開始日の属する月の翌月（ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月）から助成します。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の4）	
障害児保育教育対象児童等加配区分認定 （変更）通知書（写）	区福祉保健センターより送付された通知の写し

(3) 単価

対象児童の障害等の程度の判定に関わらず、

1人あたり 35,320円

（公定価格の障害児保育加算（処遇改善等加算を除く）と同額）

5 保育士等雇用対策費【4月～6月のみ（平成31年度末まで）】

利用定員を満たしていない場合でも、定員分の保育従事者を確保する必要があるため、4～6月のみ（年度途中開所は初めの3か月のみ）公定価格の基本分単価（1、2歳児の保育短時間認定）の2分の1を空き定員児童数に応じて助成します。今後、利用状況や公定価格を踏まえ、見直しを検討します。

（1）加算の要件

以下の要件を全て満たしている事業所に加算します。

利用定員分の必要保育従事者が確保され、実際に勤務していること

月初に空き定員があること（年齢別の定員ではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします。）

※「延長保育実施加算」が請求可能な場合は、これらを優先して請求すること。

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の4）	
雇用状況表 （第2号様式の4）	当月分の請求書に添付して提出

（3）単価

空き定員1人あたり 公定価格の基本分単価（1、2歳児の保育短時間認定）の1/2

6 補助員雇用費

家庭的保育補助者を雇用するための経費及び家庭的保育補助者として雇用予定の者に横浜市長が実施する子育て支援員研修を受講させるための雇用費の一部及び家庭的保育者が現任研修に参加する際の代替保育を実施するための雇用費の一部を補てんする経費を支給します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす事業所に加算します。

家庭的保育補助者を雇用している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の4)	
雇用状況表 (第2号様式の4)	当月分の請求書に添付して提出
家庭的保育補助者(補助員)雇用実績報告書 (第6号様式)	

(3) 単価

①補助員の【勤務実績(時間) × 単価(1,200円)】

②公定価格における「家庭的保育補助者加算の支給額(処遇改善等加算を除く)」

①-②=補助員雇用費の請求額となります。

※①の勤務実績(時間)は、実際に補助員が勤務した時間数と上限時間数(275時間)を比較して、少ない時間数を計上します。また、「子育て支援員研修参加時間(見学実習分を除く)」及び「現任研修時代替保育実施時間」がある場合には、その時間数をさらに追加して計上します。

上記①の勤務実績(時間)の計上方法

例) A 補助員の雇用時間数 280時間

B 子育て支援員研修参加時間 20時間

C 現任研修時代替保育実施時間 8時間

「Aと上限時間数(275時間)のうち少ない方」+ B + C

=275+20+8

=303時間

7 家賃助成（平成 29 年度末まで）

実施事業所の賃借に要する費用を助成します。

（1）支給条件

以下の要件を全て満たしている事業所に加算します。

※要件は公定価格の賃借料加算と同様です。

事業の用に供する建物が賃貸物件である。（注）

賃貸物件に対する賃借料が発生している。

「家庭的保育改修等事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていない。

公定価格「減価償却費加算」の対象となっていない。

（注）事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上である。

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の4）	
賃貸借契約書（写）	

（3）単価

基準上限額と実際の契約金額（月額）を比較して少ない金額と公定価格における賃借料加算の支給額との差額を助成します。

※基準上限額は1園あたり50,000円となります。

※差額（助成金額）がマイナスになる場合は助成対象外とします。

《例》契約金額（月額）が160,000円で、公定価格の賃借料加算が147,600円（3人×49,100円）の場合

①基準上限額（50,000円）と契約金額（160,000円）を比較

⇒この場合、少ない金額である基準上限額（50,000円）が適用される。

②①の金額（50,000円）と賃借料加算（147,600円）の差額を算出する。

⇒この場合、50,000円－147,600円＝－97,600円となる。

上述のとおり、差額（助成金額）がマイナスになるため、助成対象外となる。

※請求明細作成ソフトでの請求にあたり、助成金額は自動的に計算されませんのでご注意ください。

8 第三者評価受審費助成

横浜市の定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、横浜市の指定する評価機関と締結した第三者評価契約に係る受審料に適用し、実際に要した額と公定価格における支給額との差額を支給します。

※第三者評価の内容については、現在検討中です。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている事業所に加算します。

「横浜市福祉サービス第三者評価」に沿って横浜市の指定評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。

公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、平成30年3月分の請求において、同時に請求を行うこと。

※加算の5年に1回の起算点については、平成27年度を起算点とします。（新規開設園は開設した年度を起算点とします。）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き① 平成29年12月末期限】

必要書類	備考
第三者評価受審加算（申請・報告）書 （第8号様式）	公定価格「第三者評価受審加算」の 必要書類と兼用

【手続き② 平成30年3月15日期限】

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の4）	
第三者評価受審加算（申請・報告）書 （第8号様式）	公定価格「第三者評価受審加算」の 必要書類と兼用
受審費用の支払いに係る領収書（写）	

(3) 単価

- ・ 1施設につき5年に1回60万円を上限に助成します。
- ・ 第三者評価受審費は、年額15万円が公定価格化されたため、上限助成額より公定価格分を差し引いた額を助成します。

9 事業費助成

保菌検査や賠償責任保険料の支払い等、事業費に充当するための経費を助成します。

(1) 支給条件

支給にあたっての条件はありません。利用児童数に応じて支給されます。

(2) 必要書類

利用児童数に応じた支給のため、必要書類はありません。

(3) 単価

児童1人あたり 1,000円

